

原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る審査基準等の改正(案)

令和 4 年 3 月 30 日
原子力規制委員会

1. 経緯・趣旨

「原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の規定内容を原子炉等規制法に基づく認可等の処分の基準となる核物質防護措置に係る審査基準(以下「審査基準」という。)に反映する改正については、昨年 10 月以降、原子力規制委員会において、発電用原子炉設置者(実用発電用原子炉施設)及び再処理事業者(再処理施設)を対象とする審査基準の改訂方針等について審議を行い、12 月 22 日の原子力規制委員会において、審査基準等の改訂案に対する事業者からの意見聴取を実施することとし、今般、その意見聴取の結果を踏まえた審査基準等の改訂を諮るもの。

2. 意見聴取の実施結果

(1) 意見募集対象

核物質防護措置に係る審査基準の一部改訂案

核物質防護規定の記載要領の一部改訂案

原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドラインの一部改訂案

(2) 実施結果

①意見募集の期間：令和 4 年 1 月 7 日から 2 月 5 日まで(30 日間)

②意見数：168 件

(3) 意見に対する考え方

提出された意見に対する考え方は、別添 1 のとおりとしたい。また、別添 1 は、意見聴取を行った事業者に提示することとしたい。

3. 審査基準等の改訂

2.(3)の意見に対する考え方を踏まえ、また、用語の定義の明確化、対象とする情報システムの明確化を図るため、必要な記載の修正を行った上で、審査基準及び核物質防護規定の記載要領の一部改訂については、それぞれ別添 2 及び別添 3 のとおり決定いただきたい。

また、同様にガイドラインの一部改訂については、別添 4 のとおりとしたい。

なお、改訂した審査基準等の通知・施行等のスケジュールについては、別添 5 によることとしたい。

(添付資料)

- 別添 1 審査基準等の改正案に対する事業者からの意見及び意見に対する考え方(案)【非公開】
- 別添 2 核物質防護措置に係る審査基準の一部改正案【非公開】
- 別添 3 核物質防護規定の記載要領の一部改正案【非公開】
- 別添 4 原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドラインの一部改正案【非公開】
- 別添 5 通知・施行等のスケジュール案【非公開】
- 別添 6 事業者意見及びその対応に関する補足説明資料【非公開】